



令和6年6月28日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
担当課長(環境影響評価・化学物質) 川瀬(972-2676)
課長補佐(有害化学物質対策) 水貝(972-2677)

土壌汚染の報告について

下記のとおり、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき、土壌汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

- 1 報 告 者 株式会社弦輝
- 2 報 告 日 令和6年6月26日
- 3 報告の概要
 - (1) 対象地名 東区矢田駐車場
 - (2) 所在地 名古屋市東区矢田三丁目 1252 番の一部
 - (3) 対象地の概要 駐車場(平成8年頃～現在まで)
121.52m²(第1種住居地域)
 - (4) 汚 染 状 況



この背景地図等データは、国土地理院ウェブサイトの地理院地図を一部編集して使用している。

項目※1	汚染物質	基準超えの濃度	基準に対する倍率	基準	超過区画数／調査区画数※2
土壌溶出量調査	砒素及びその化合物	0.014 mg/L	1.4 倍	0.01 mg/L 以下	1／2

※1 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量を示します。

※2 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した区画数を示します。

(5) 対象地の状況

地下水調査では基準に適合していたため、地下水汚染の拡散のおそれはありません。

4 本市の対応

報告者は汚染土壌を全て掘削除去する予定であり、飛散防止等の土壌汚染対策を適切に実施するよう指導を行いました。

「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づく区域の指定、告示などを行う予定です。

<参 考>

基準を超過した物質の毒性について

【砒素及びその化合物】

急性毒性：70～200 mg の摂取により、嘔吐、下痢、脱力感、筋肉けいれん等が現れ、昏睡後死亡する。

*70 mg は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（0.014 mg/L）では、水 5.0 kL に含まれる量になります。

慢性毒性：3～6 mg/L の量の長期摂取によっても起こり、一般的には目・鼻・喉等の粘膜炎症に続き、筋肉の弱化、食欲減退が起こる。

発がん性：国際がん研究機関（IARC）は、砒素及び砒素化合物をグループ1（人に対して発がん性がある）に分類している。

出典「改訂4版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート（環境省ウェブサイト）」
（下線部分は、名古屋市において挿入しました。）